⑼　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ）特定建設工事共同企業体を構成する場合は、工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

ニ）標準特定建設工事共同企業体協定書(甲)による協定書案を提出する場合、各構成員の出資比率は均等割の10分の６以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

　また、代表者は等級の異なる者の間では上位等級の者とし、同一の等級の者の間では、構成員において決定された者とする。

ホ）設計及び建設工事共同企業体を構成する場合においては、工事等競争参加資格登録要領別紙17に定める設計及び建設工事共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。

ヘ）設計及び建設工事共同企業体の各構成員のうち、工事会社の各構成員の出資比率は、調査等業務に要する費用を除く金額（以下「工事価格」という。）に対して均等割の10分の６以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。建設コンサルタント会社の出資比率は、調査等業務に要する費用分であること。

　また、代表者は工事会社のうち、等級の異なる者の間では上位等級の者とし、同一の等級の者の間では、構成員において決定された者とする。

⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　下記３⑴イ）に定める技術提案書等の提出、及び３⑴ロ）に定める技術提案書等の改善要求に対する対応を行っていること。

⑿　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係

Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

②　以下のいずれかの場合に該当する人的関係

Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

㈠　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

㈡　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

㈢　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

㈣　組合の理事

㈤　その他業務を執行する者であって、㈠から㈢までに掲げる者に準ずる者

Ⅱ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

Ⅲ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③　以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

Ⅰ）組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。

Ⅱ）その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

３　優先交渉権者の選定に関する事項

⑴　優先交渉権者となるべき者の決定方法

イ）競争参加資格があることが確認された申請書等の提出者に対して技術提案書並びに当該技術提案に基づく工事及び設計参考見積書（以下「設計見積仕様書」という）の提出要請を行い、技術提案書及び設計見積仕様書（以下「技術提案書等」という）の提出を行った者と技術提案書等の内容に関するヒアリング（技術的対話）を実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

ロ）ヒアリング（技術的対話）を通じて、技術提案書等について改善を求める場合がある。

⑵　技術提案の評価に関する基準

イ）技術提案の評価については、次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

①　構造計画・施工計画

１）新治橋の拡幅に関する構造計画・架設計画

２）黒政橋の拡幅に関する構造計画

３）黒政橋の拡幅に関する架設計画

４）黒政橋の既設壁高欄等撤去に関する提案

②　設計・工事の実施方針

１）設計の実施方針及び実施体制

２）工事の実施方針及び実施体制

ロ）評価項目、評価基準及び配点等の詳細は、説明書及び技術提案書作成要領による。

４　手続等

⑴　担当部署　西日本高速道路株式会社関西支社　総務企画部経理課　課長代理　中川　聖子　〒567―0871 大阪府茨木市岩倉町１番13号　電話06―6344―9242

⑵　説明書、図面、仕様書等の交付期間及び方法

①　交付期間　令和３年12月８日（水）から令和４年１月14日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（令和３年12月29日から令和４年１月３日まで）(以下「休日」という。)を除く)。

②　交付方法　入札情報公開システムより、提供する。

https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/library/

　当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「211001176」である。

　なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日、午前10時から午後４時まで、４⑴の場所において入手することができる。

⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　令和３年12月９日（木）から令和４年１月14日（金）までの休日を除く毎日、午前10時から午後４時まで。

②　提出場所　上記４⑴に同じ。

③　提出方法　持参、郵送（書留郵便若しくは信書便に限る。以下同じ。）すること。

⑷　技術提案書等の提出期間、場所及び方法

①　提出期限　令和４年２月15日（火）から令和４年３月７日（月）までの休日を除く毎日、午前10時から午後４時まで。

②　提出場所　上記４⑴に同じ。

③　提出方法　持参又は郵送すること。